

議会改革に関する検討結果

第3回報告書

令和2年12月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 2 年 12 月 9 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 3 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

1 政務活動費の広報費について

広報費については、現状で政務活動費を充てることのできる経費としていないため、全国市議会議長会の示した「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」、他市の事例、裁判での判例や関係する研修資料等を参考に、経費の範囲に広報紙の作成を含む「広報費」を追加するかどうかを検討した。

広報費は広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めているが、議員の政務活動と議員の P R を目的とする政務活動以外の活動が併存する可能性が高く、全国的にも不適切な使用により問題となっているケースも多くある。

なかでも広報紙の作成について、紙面の中に選挙・政党活動に関する内容や議員個人の P R につながると認められる内容、写真等が掲載されている場合は、政務活動として認めるにはふさわしくなく、当該広報紙に占める割合等を考慮し、費用按分の検討も必要となる。

このため、政務活動として認めるか否かの判断、費用按分の判断も容易でなく、かつ不明瞭な部分も多く、公平性や透明性を重視する観点から、引き続き広報費は経費から除外することとし、今後必要に応じて検討していくこととする。

2 政務活動費の広聴費について

広聴費については、議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費として、現状でも政務活動費

を充てることができる経費としているが、使用実績も少ないため、具体的な活用事例を含め、下記のとおり検討した。

(1) 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の改正

- ア 新たに9項を追加し、広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出することとする。
- イ 意見交換会等実施報告書の様式として様式（細則9）を追加する。（別添のとおり）
- ウ 別表「政務活動費をあてることができる経費」の「広聴費」中、支出することができるものの項目に、文書通信費、旅費を追加（条例にあわせる。）及び支出することができないものの項目に、「議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート」を追加する。（別添のとおり）

(2) 政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】の更新

広聴費の具体的な充当例や活用事例、注意点等を明記し、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を更新する。（別添のとおり）

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日

改正 平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 28 年 11 月 25 日

平成 31 年 3 月 12 日

令和 2 年 3 月 16 日

令和 3 年 ○○月○○日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ること。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・

陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年3月20日 一部(7項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成22年3月18日 一部(5項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成25年3月12日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び8項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成25年7月26日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費)を改正

平成28年11月25日 一部(5項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成31年3月12日 一部(3項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和2年3月16日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

令和〇年〇月〇日 一部(広聴費の意見交換会等の開催に関する事項として9項及び様式(細則9)を追加、別表変更)を改正

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 ○旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費

資料購入費	○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の1/3以内)	●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 (上記費目すべてに該当)		●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
備 考	宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること

浜田市議会議長 様

議員名

印

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	
目的・内容	
備 考	

広聴費

内 容	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談などに要する経費
支出内容	会場使用料、資料印刷費、会議に伴う湯茶、茶菓子代、 文書通信費、旅費
充当例等	<p>【会場使用料、資料印刷費、会議に伴う湯茶、茶菓子代】</p> <p>議員が行う住民からの意見聴取、住民相談、意見交換会等の開催に係る会場使用料、垂れ幕、看板等の作成費、お茶代（ペットボトル程度）、茶菓子代（200円程度）、アンケート用紙やDM等又は懇談会や住民相談会等で使用する書類の作成費、はがき代</p>
備 考	<p>支出できない経費</p> <p>●飲食費 議員のお茶代・飲食費 ※はがき、切手など・・・当該年度中に使用するもののみ支出可能 従って必要な使用枚数のみ購入のこと</p> <p>●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会等</p> <p>●後援会会員のみへ行うアンケート等</p> <p>支出できる経費と注意点</p> <p>○住民との意見交換会等は、会派で、または他の議員との合同で開催する場合も支出可能。※選挙活動（または選挙の事前運動）、政党活動、後援会活動との誤解を生じさせないよう参加対象者等に配慮すること。 例) 幼稚園統合に関する市民との意見交換会 協働のまちづくりに関する意見交換会 など 経費…会場使用料、開催案内文の郵送代、折り込み料、資料印刷代、お茶代・茶菓子代など</p> <p>○市民へのアンケートについては、アンケート内容がわかるもの（使用したアンケート用紙など）を添付すること。 例) 風力発電事業に関する地域住民アンケート 神楽館整備に関する市民アンケート など 経費…アンケート用紙印刷代、アンケート用紙の配付、回収に係る郵送代、折り込み料など</p> <p>○印刷製本費については、必ず、成果品を1部添付又は提出すること。</p> <p>○郵送代を支出した場合には、実際に送付したもの（現物あるいは写し）を1部添付すること。ただし、印刷製本費の成果品と重複する場合には、政務活動費収支報告書添付資料に明記の上、省略可とする。</p> <p>○意見交換会等を開催したときは、意見交換会等実施報告書を終了後14日以内に提出すること。</p>